人吉市農業委員会定例総会 (第6回)

令和3年6月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和3年6月25日 カルチャーパレス1階 相談室

議事日程

日程第 29 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について 議第 日程第 2 議第 30 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について 日程第 31 号 農地法第5条の許可申請に対する意見の決定について 3 議第 日程第 32 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について 4 議第 33 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員 日程第 議第 5 会の意見決定について 日程第 6 議第 34 号 空き家に付属した農地の指定について

その他協議報告事項

○ 出席農業委員(10名)

会 長 宮 﨑 右 男 10番 会長職務代理者 9番 上野博司 委 員 山 本 一 1番 精 永 石 栄 二 同 2番 同 3番 永 田 正 輝 同 4番 林 主一 同 5番 恒 松 信 孝 同 中嶽修平 6番 福屋智香子 同 7番 同 8番 堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員(14名)

委 員 11番 向 岩 敏 雄 西 門 泰 人 司 12番 司 13番 松下慎吾 山本雄二 司 14番 同 15番 竹 田 博

```
16番
同
            有 瀬 英 憲
       17番
            簑 田 秀 彦
同
同
       18番
            渕 上 澄 雄
       19番
            元田和弘
同
同
       20番
            北 村 和 人
同
      21番
            迫 田 公 江
      22番 仲村建彦
同
同
      23番
            東 照
       25番
            原口政廣
同
```

○ 欠席した委員

推進委員 24番 東 悟

議事録署名農業委員 4番 林 主 一 議事録署名推進委員 19番 元 田 和 弘

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

 局
 長
 村口憲彦

 次
 長
 和泉光代

 主
 席
 豊永英紀

 再任用職員
 坂井正子

開会:9時30分

○ (議長) おはようございます。本日の会議は24番委員から欠席の届出が出ております。 会議は出席委員が定足数に達しておりますので成立いたしました。ただ今から令和3 年第6回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に4番委員、 19番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- ○(事務局長)議事日程 朗読
- ○(議長)日程第1・議第29号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第1・議第29号 朗読

- (議長) 1番について2番委員の調査報告をお願いします。
- (2番委員) おはようございます。議第29号、農地法第3条の許可申請に対する1番の調査報告をいたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は田と畑、農振区分は農用外、面積は田が1筆の1,105㎡、畑が6筆の2,845㎡、合計で7筆の3,950㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。備考欄として譲受人は水稲、薬草、野菜を栽培されるということでございます。位置図は1ページです。調査書をご覧ください。1番、4番、5番、7番は該当しないと判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いいたします。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。 2番について8番委員の調査報告をお願いします。
- (8番委員) 2番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で、面積は4筆の合計で1,761㎡です。農振区分は農用外となります。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。備考として水稲栽培をするということです。申請地は昨年の豪雨災害で被災した農地であり、現在はかなり草が大きくなっており、荒れておりました。今後は、測量をして草も払って整地をするということでしたが、譲受人が持っていらっしゃる農地の管理が上手くいっておりませんでしたので、きちんとそちらのほうも管理をしていただいて、申請地も最低でも5年はきちんと耕作をしていただくようにお願いをしてまいりました。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断しました。ご審議の方よろしくお願いします。

○ (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。 報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。 3番について7番委員の調査報告をお願いします。
- (7番委員) おはようございます。議第29号、農地法第3条の許可申請に対する3番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外、面積は567㎡となっております。位置図は3ページです。権利種別は3条無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。譲渡人と譲受人は親子関係でありまして、高齢の親から息子さんへ譲られるということで、申請をされました。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないということで、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いします。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。 4番について6番委員の調査報告をお願いします。
- (6番委員) おはようございます。議第29号、農地法第3条の許可申請に対する4番 の報告をします。まずは議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆で1,430㎡です。無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のと

おりです。申請の事由は農地の遺贈となっております。申請地は別紙位置図の4ページのとおりです。今回の申請事由が遺贈ということで珍しいケースでありますので、補足させていただきます。譲受人に確認したところ農地の遺贈を受けまして、備考欄にありますが野菜を栽培されます。野菜の栽培だけではなく、譲受人はヤギを2頭飼っておられまして、柵を付けてヤギの放飼をされておられます。申請地には立派な栗の木もありまして、栗の収穫も行うということでした。ヤギのほうも落ち着いてきたら花などの栽培を行いたいということで話を聞いております。次に調査書をご覧ください。1番、4番、5番、7番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いします。

○(議長)ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。 5番について5番委員の調査報告をお願いします。
- (5番委員) おはようございます。農地法第3条許可申請に対する5番の調査報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分は農用内、面積は総計の221,887㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりです。これは営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権の設定になります。備考欄に下部農地作付け作物としてサツマイモとシキミ、その他にいろいろと検討中ということです。農地につきましては、位置図の5ページになります。次に調査書をご覧ください。1番、4番、7番については該当しないと判断いたしました。慎重審議よろしくお願いいたします。
- ○(議長)ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。
- (17番委員) 申請地は数年前に茶園だったところでしょうか。
- (事務局 豊永主席) 事務局からですが、お茶園が以前あったところになります。お茶

を伐根して畑に戻し、2年ほど前からサツマイモを作付けして耕作されています。補 足になりますが、室後方に営農型太陽光発電施設建設予定地の現在の農地の状態の写 真と左側に全体図ということでパネルの配置図面を貼っておりますので、時間がある ときにご覧いただければと思っております。

○(議長)よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。 日程第2・議第30号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第2・議第30号 朗読
- ○(議長)次は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

(議長を職務代理者と交代する)

- (職務代理者) 議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。 1番について10番委員の調査報告をお願いします。
- (10番委員) おはようございます。農地法第4条の1番の報告をいたします。この案件につきましては先月、許可不要で200㎡未満の倉庫を建てるということで申請がありましたが、申請人は昨年の7月豪雨災害で甚大な被害を受けられ、住宅や農機具、全てを失われた方でございます。農機具は新しく申請をされて手元にありますが、また昨年くらいの水害があった場合には、同じような状況になるということで、申請地62㎡全で転用をしたいということで今月の申請になりました。その際に嵩上げをするということで河川の掘削をされている砂利等を申請されて1mから1m50cmほど嵩上げをして、倉庫を建てたいということでございました。申請人は記載のとおりです。転用目的は農機具倉庫です。法面等も付いてくる関係で倉庫の面積としては少なくなってくると思います。備考として申請地は第3種農地、農業振興地域外、都

市計画区域内ということでございます。事業計画書が提出してありますので、少し読み上げます。事業目的及び必要性については農機具等を水害から守るために土地を盛土して対策を行い、農機具倉庫を建てたいということでございます。排水は特に計画はありません。被害防除につきましては、盛土を安全に行うために何かあった場合には本人が対策をするということでございます。そのことによりまして実質審査表をご覧いただきたいと思います。位置図は6ページです。農地の区分は第3種農地です。農地の区分と転用目的は第3種農地の転用は、許可することができる。一般基準といたしまして3番、6番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○ (職務代理者) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (職務代理者)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (職務代理者) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

(議長を会長と交代する)

- (議長) 2番について4番委員の調査報告をお願いします。
- (4番委員) おはようございます。農地法第4条の2番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。位置図は7ページとなっております。農地の所在は記載のとおりとなっております。地目は畑、農振区分は農用内となっております。面積は2筆合計の2,599㎡でございます。申請人は記載のとおりとなっております。申請人は昨年の7月豪雨災害で住宅、農機具、牛舎等が被災されたわけですが、もしかしたら今年も被害を受けるかもしれないということで、牛舎を申請地に移転する計画をされました。申請地におきましては、十数年前から放牧のモデル事業として始められた場所の一画に今回、牛舎の建設を計画されました。実質審査表をご覧ください。農地の区

分は農用地区域内農地でございます。農地の区分と転用目的、申請地は第1種農地であるが、農業用施設ということで許可は可能であるということでございます。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番、10番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○(議長)ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。 日程第3・議第31号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第3・議第31号 朗読
- (議長) 1番について5番委員の調査報告をお願いします。
- (5番委員) 農地法第5条の許可申請に対する1番の調査報告をいたします。この案件は本日の議第29号、5番と同じ農地でございます。農地の所在、地目、農振区分、面積、貸付人、借受人については記載のとおりでございます。転用目的としまして営農型太陽光発電施設でございます。実質審査表をご覧ください。該当事項とした判断理由はおおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため。農地の区分と転用目的としまして、申請地は第1種農地であるが、一時的な利用に供するために行うものであって当該申請目的を達成するうえで当該申請地を供することが必要であると認められるため、許可相当と思われます。一般基準につきまして1番、3番、4番、6番、8番、9番、10番は適当と認めます。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしくお願いします。
- ○(議長)ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

- (17番委員) 3条と5条の違いはどういったところでしょうか。営農型太陽光発電施設ということですが、下で作物を作らないということが違いでしょうか。
- (事務局 豊永主席) 3条で審議いただいたのが、農地の上を賃貸借で借りるという区分地上権の設定でした。今、5条で諮っているのが、太陽光パネルを設置する営農型になりますので、一時的に利用する杭の部分等を農地法で転用しなければなりません。杭の部分と外構のフェンスを張り巡らす分の面積だけの占用ということになります。これは一時転用になります。主な二つを言いましたが、417.020㎡の内訳は転用目的の施設等に記載されております杭や設備基礎、この設備基礎というのは太陽光パネルが大型で、一時的に施設が必要になりますのでこの施設の基礎部分になります。出入口の支柱、先ほども言いました周りを取り囲むフェンスの基礎部分を農地から一時的に転用するということになります。以上です。
- ○(17番委員)3条には杭などの部分は申請には関係ないのでしょうか。
- (事務局 豊永主席) 3条については先ほど言いましたように、農地の上を賃貸借で借りるという権利の設定でした。5条はその下の農地に対して農地の部分で転用しなければいけないところの申請になります。
- ○(議長)よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。
- (25番委員) 3年間で期限が切ってありますが、その後については一般基準の9番で 3年後の更新手続きが前提であるとなっておりますが、この更新は延長の可能性があ る場合は3年間で採算が合うのかその計算もあるのでしょうか。
- (事務局 豊永主席) 今、条件を満たせば最長で10年間更新出来る場合もありますが、この事例の場合は3年間が上限になります。25番委員が言われましたとおり3年間では短いですが、更新の可能性ももちろんあります。3年で更新を迎えますが、その更新のときに下部の農地で耕作が出来ていない場合も考えられます。今回の計画では先ほどの3条の区分地上権で下部の農地にはサツマイモやシキミを作るとなっており、3年間の収益などの予定も立てられています。そのとおりにきちんとやっていなければまたこの場で、きちんと出来ていないということで更新は厳しいなどの話になるかと思います。3年でこの案件は上がってくるということになります。
- ○(議長)よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。 日程第4・議第32号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第4·議第32号 朗読
- (議長) 1番と2番について続けて9番委員の調査報告をお願いします。
- (9番委員) おはようございます。議第32号、農地法第5条申請に対する1番の報告 をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、 面積は1筆で277㎡、農振区分は農用外であります。所有権移転でありまして、譲 渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅の建設となっております。農 地の区分は第2種農地でございまして、農業振興地域内、都市計画区域外であります。 実はこの申請地は既に一部が駐車場として利用してあり、始末書も添付してあります。 着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙の位置図9ページのとおりです。事業 計画書によりますと、土地の選定の理由は、申請地は現在の住居近辺に位置し、慣れ た環境であり、近隣住民との関係も良好である。また、生活環境がよく、静かで住宅 用地としては良好であるためということでした。事業の目的及び必要性については、 現在の住居の建築年数が36年を経過し、また、子供の成長とともに生活スペースが 手狭となったためということであります。排水計画等は上水道に接続するということ でした。汚水、生活雑排水、雨水の処理の方法については、雨水は地下浸透にて処理 をする。汚水、生活雑排水については合併浄化槽を設置し、オーバーフロー分は既存 の水路へ放流するということです。被害防除計画については、造成中については土砂 の流出がないように注意をするということです。完成後の被害防除方策、近隣農地へ の被害防除方策については付近への影響は特にないということで報告を受けました。 実質審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第2種農地でありまして、 農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び 第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となって いない小集団の生産性の低い農地であるため。農地の区分と転用目的は、申請地は第 2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題な

くやむを得ない。調査の結果、一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いします。

続きまして、議第32号、農地法第5条の許可申請に対する2番の調査報告をいた します。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は 1筆で318m²でございます。農振区分は農用外でございます。所有権移転でありま して、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的は個人住宅の建設であ ります。申請地は第2種農地で、農業振興地域内、都市計画区域外であります。実は この申請地の隣には地続きで息子さんの住宅がありますが、この息子さんが今回の譲 渡人より平成30年に住宅を購入されたときに自分たちの駐車場、車の回転スペース として利用することをお互いに口約束をされていたということで、今回、これに対し ては始末書が提出されております。着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙位 置図10ページをご覧ください。事業計画書によりますと土地の選定理由ですが、個 人住宅を新設するにあたり、いくつか候補地をあげて探してみましたが、なかなか良 い条件の土地が見つからず諦めかけておりましたが、知人の紹介により土地を譲って もらえることとなり、さっそく申請地として選定しましたということです。事業の目 的及び必要性についてですが、譲受人は令和2年7月豪雨災害で被災をされまして、 その被害を受け、一応の復旧は終えましたが、相次ぐ避難勧告に備えなければならな い生活に疲れて、住み慣れた家屋を断念し、浸水被害にあわない新たな住まいの建築 計画を立てましたということです。今回の申請地は閑静な集落内にあり、周辺農地へ の影響も少なく、私の希望に合った土地であることから最適であると考えているとい うことでした。排水計画については、給水については、公共の上水道を利用するとい うことです。雨水、生活雑排水、汚水について、雨水については自然浸透にて処理す る。生活雑排水、汚水については東側に隣接する息子の敷地にある合併浄化槽に排水 処理するということでした。造成中の防除計画や完成後の防除計画、近隣農地への防 除計画については、諸問題が出た場合には、相手方と対処しますということで聞いて おります。実質審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第2種農地であ ります。該当事項とした判断理由は、農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲 種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地 であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため。 調査の結果、一般基準の1番、3番、6番、8番に適当と判断いたしました。総合判 断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の 方よろしくお願いいたします。

○ (議長) ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

○(議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。 2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。 3番について3番委員の調査報告をお願いします。
- (3番委員) おはようございます。議第32号、農地法第5条の許可申請に対する3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外で1筆の999㎡です。権利種別は賃貸借権です。貸付人、借受人は記載のとおりで、転用目的は貸駐車場です。農地の区分は第1種農地で、農業振興地域内、都市計画区域外です。転用場所は別紙位置図8ページです。この土地は既転用になります。始末書が添付されておりますので、読み上げます。長年に渡り農地を農地以外に使用する行為、転用許可を得ずに駐車場としてまいりましたことに対して農業委員会の方にご迷惑をかけ、大変申し訳ございませんでしたという始末書が出されております。次に実質審査表をご覧ください。申請地は第1種農地であるが、公益性が高く土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業であるため問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いいたします。
- ○(議長)ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。 日程第5・議第33号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第5・議第33号 朗読
- (議長) 貸借設定の「利用権の設定を受ける者」が、22番は5番委員が代表を務めます法人で、「利用権の設定をする者」が25番は25番委員となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、2人につきまして、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。2人の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
- (事務局 坂井) おはようございます。ご報告の前に一点、修正をお願いいたします。 利用権設定の6番をお開きください。期間についてです。10年間の設定になります ので、終期が令和13年6月30日となるはずが、1が抜けておりましたので、1を 付け加えていただきますようお願いいたします。

それでは、ご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。令和3年6月15日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画(案)についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用計画総括表になります。左側の今回について利用権設定の「田」が44,969.43㎡、「畑」が6,698㎡、合計の51,667.43㎡あがってきております。一番下の所有権移転について「田」が1,390㎡、「畑」が0㎡、合計の1,390㎡あがってきております。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表(所有権移転関係)になりま

す。今回、公社買入れが0件、公社売渡しが1件、合計の1件ございました。次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、農業公社、農地中間管理機構が仲介します貸借関係も表に載っております。公社借入れについては基盤強化法による利用権設定の手続きと同様で市が公告いたしますので、農業委員会の意見決定を求められております。また、公社貸付けの手続きについては、農業公社が作成した農用地利用配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がございますので、その時に報告いたしますが、2、3カ月後になる見込みでございます。今回、新規が21件、再設定が4件、合計の25件あがってきております。いずれの案件も本日お配りしております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。よって全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

○ (議長) ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長) 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時26分まで各自で審査をお願いします。

(各自審査)

○ (議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

採決は所有権移転関係と貸借設定とに分けて行います。

所有移転関係の1番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお 願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長)挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。22番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 22番の貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 日程第6・議第34号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第6・議第34号 朗読
- (議長) 1番について8番委員の調査報告をお願いします。
- (8番委員)議第34号、空き家に付属した農地の指定について報告をいたします。農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の取扱基準、第5条により申請があったため、指定する農地について調査報告をします。総会議案書の20ページをご覧ください。指定する農地の所在、所有者は記載のとおりです。地目は田で、面積は175㎡です。6月21日の午後に私と13番委員、事務局で現地調査をした結果、現地は空き家に農地が付属し、当該農地と空き家の所有者が同じであります。また、現況は遊休農地であるが、耕作が可能であることから空き家に付属し、条件を満たす農地の指定について適当と判断をいたしました。以上、ご報告いたします。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。空き家に付属した農地の指定について、報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

(10時35分 終了)

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員